

総社市清音ふるさとふれあい広場等
体育施設維持管理業務基準書

1 総社市体育施設整備・維持管理業務の内容

施設利用者が、安心して施設を利用できるように常にこれらを適正な状態に維持するものです。

(1) 総社市清音ふるさとふれあい広場

ア ゆうゆう広場

- ① 随時行う業務として、除草等の清掃のほかに、グラウンドの点検および不陸修正、整地、転圧、及び塩化カルシウム、真砂土等の散布を行うこと。

イ テニスコート

- ① 定期的に行う業務として、テニスコート及び付帯設備の点検及び清掃等を行うこと。
- ② 定期的に全天候型（砂入り人工芝）コートにおいては、適切なブラッシングと落葉等の除去及び側溝の清掃を行うこと。

ウ グラウンドゴルフ場

- ① 日常的に、芝刈、施肥、薬剤散布（除草剤・殺虫剤・殺菌剤）、目土散布、エアレーション、除草（手抜き）、等を行い、補植の必要がある場合は、周縁と同じ高さになるよう行うこと。
- ② 随時行う業務として、除草、芝生殺菌消毒、肥料散布、散水（夏季）道具・整備機器の手入れ等を行うこと。

エ ミニゴルフ場

- ① 定期的に、芝刈、施肥、薬剤散布（除草剤・殺虫剤・殺菌剤）、目土散布、エアレーション、除草（手抜き）、等を行い、補植の必要がある場合は、周縁と同じ高さになるよう行うこと。
- ② 随時行う業務として、除草、芝生殺菌消毒、肥料散布、散水（夏季）道具・整備機器の手入れ等を行うこと。

オ 遊水広場

- ① 滝水浄化設備の保守点検を年 2 回行い、上部マンホールなど取手材の点検、金属銅の点検、及びノズル、配管、ポンプ、制御版などの点検清掃を行う。

カ 自遊広場

- ① 遊具の点検を日常的に行い安全点検すること。また、危険等見つけた場合は迅速に対応すること。
- ② 月 1 回は詳細点検を行い結果報告すること。また、専門家による点検を年 1 回行うこと。
- ③ ターザンロープ等については、指定管理の初年度と 3 年目に精密検査を行い、結果報告すること。

キ 管理棟

- ① 消防用設備等法定点検を実施する。（総合点検 1 回、機器点検 1 回）
- ② 自動ドアについては、正常かつ良好な運転状態を保持するため、3 ヶ月に 1 回、定期的に計画的な点検・手入れ保守作業を実施すること。
- ③ 自家用電気工作物の維持及び運用に関する保安について、月次点検を毎月 1 回、

年次点検を毎年1回行うものとする。

- ④ 管理棟内の警備については、警備計画を定め、警報装置を設置し、最終退館者の信号を確認し、警備を開始する。警備に必要な電話回線、機器費用は指定管理者が負担する。
- ⑤ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に必要となる対象機器の点検（簡易点検年4回、定期点検3年毎1回）を実施すること。

ク ふれあい亭

- ① 定期的に安全点検を行い、危険箇所がある場合は迅速に対応すること。
- ② 調理室があるため、消火器を設置し、ガスボンベ等定期的に安全点検を実施すること。

ケ その他周辺管理

- ① 日常的に公園内の植栽の剪定、施肥、消毒、灌水、除草（手抜き）等を行うこと。特に除草については計画的に実施し、常に美観を保つこと。
- ② いもじ池も管理区分となっているので、池の水質管理、白鳥等の給餌等を行うなど適切に管理するとともに、景観等にも配慮すること。
自遊広場遊具については、事故等起こらないよう定期的に点検を行うこと。
- ③ 施設で発生した可燃ごみ等は、吉備路クリーンセンターに搬送すること。
- ④ 本施設敷地内の下水道柵の管理について、定期的（概ね2年～3年に1回）に点検および清掃を行い、適切に維持管理すること。

（2）総社市清音河川敷グラウンド

- ① 芝生面積 28,000 m²あり、定期的に芝刈、施肥、薬剤散布（除草剤・殺虫剤・殺菌剤）、目土散布、エアレーション、除草（手抜き）、等を行い、補植の必要がある場合は、周縁と同じ高さになるよう行うこと。
- ② 随時行う業務として、除草、芝生殺菌消毒、肥料散布、散水（夏季）及び機器の手入れ等を行うこと。
- ③ 仮設トイレを借上げ、トイレ清掃、トイレタンク給水などを行い、常時使用できるよう維持管理に努める。